

令和7年度 指定管理者制度導入施設に係る第三者モニタリング 評価結果について

【第三者モニタリングにおける評価基準】

- (1) 個別評価 サービスの内容、安定性及び収支状況について、各評価項目毎に5段階（5点～1点）で評価
- (2) 総合評価 委員による個別評価の合計点の満点に対する割合により次の3段階で評価
(A：80%以上、B：60%以上80%未満、C：60%未満)

	施設名	所管所属	指定管理者	指定期間	指定管理者評価	所管所属評価	第三者モニタリング 評価		
							評価	指定管理者に対する意見等	所管所属に対する意見等
1	福井市聖苑	地域保健課	株式会社法美社	R4.4.1 ～ R9.3.31	A	A	B	社会情勢の変化に合わせた自主事業の実施等、事業の継続性を高めるための取組をしていただきたい。労働条件明示追加事項の確認等、労働関係法令を十分に理解し、必要な措置を講じていただきたい。	事業の継続性を高めるため、適切に指導していただきたい。また、次期指定管理者選定時には、評価しやすい項目を設定する等、適切な要求基準の設定について検討していただきたい。
2	福井市ガラガラ山 越前水仙の里 キャンプ場	観光振興課	福井和泉リゾート 株式会社	R4.4.1 ～ R9.3.31	B	B	B	広告宣伝等の営業活動に十分に注力し、要求基準を達成できるよう取り組んでいただきたい。労働条件明示追加事項の確認等、労働関係法令を十分に理解し、必要な措置を講じていただきたい。	要求基準を達成できるよう、適切に指導していただきたい。